

○市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例

平成一一年一二月二四日  
条例第一〇七号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例を公布する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

二十九の五の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	各市町村
---	------